

滋賀県における水稲の総合的病害虫・ 雑草管理（IPM）の取組について

滋賀県では、平成18年3月に滋賀県版の水稲IPM（総合的病害虫・雑草管理）実践指標を策定。

本県ではIPM指標を実践する農業者を育成・拡大するためモデル地域を選定し、平成18年より水稲IPM指標を農業者に配布し指標の有効性を調査している。

調査の内容（平成18年の結果より）

- ・ IPM指標を農業生産活動におけるチェックリスト（調査票）として配布
- ・ 対象集落は滋賀県東近江市内の2集落（滋賀県東近江地域振興局環境農政部農産普及課に依頼）
- ・ 調査票を集落農業者に配布し記帳を依頼

- ・ IPM実践指標・・・5つの管理項目、計22カ所のチェック項目
- ・ チェック欄に昨年度、今年度、次年度の欄を設け実施状況と実施予定の項目を自身がチェック

対象集落の概況と調査の内容（平成18年）

表 対象集落の状況

集落名	水田面積 (ha)	農家数	兼業農家率 (%)
A	61.7	40	85.0
B	26.4	19	84.2

表 IPM指標の配布と回収率

集落名	配布数	回収数	回収率 (%)
A	40	7	17.5
B	19	17	89.5
全体	59	24	40.7

注: データは2005年農林業センサスより引用

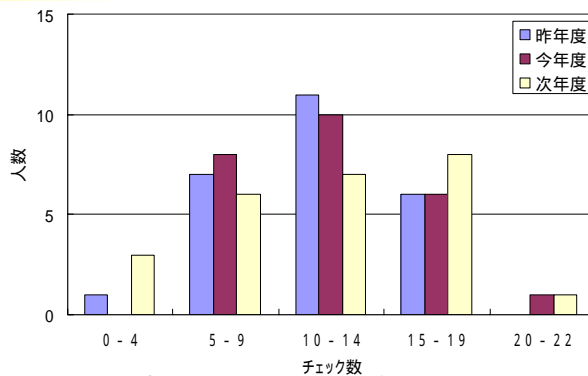


図 各年次別実施合計数の分布

- ・ 配布した調査票は無記名
- ・ 配布、回収は、対象集落の農業組合長に依頼
- ・ 配布は平成18年9月上旬、回収は9月下旬

管理項目	管理ポイント
水田及び周辺管理	1, 不耕起栽培を除き、翌年の雑草・病害虫の発生を抑制するために稲刈り後に耕耘する(前年秋季)
	2, 秋期に畦畔等の除草を行い、越冬青虫の発生密度を低下させる。ただし、除草剤は使用しない(前年秋季)
	3, 土壌診断を受け、必要な肥料を施用する(前年秋季)
	4, アゼナミや畦塗り等により、漏水を防止する
育苗・移植全般雑草対策	1, いもち病等の常発地では強い品種を選定する
	2, 種子を更新する
	3, 温湯消毒の実施または微生物農薬の使用、もしくは併用する
	4, 健苗育成に努め、病害が発生した苗は処分する
	5, 田植え時に落水しない
	6, ほ場の均平化を図り、除草剤は適期に施用し、田面を露出させないようにする
病害虫対策	1, 関係機関が発表する発生予察情報等を参考に、防除する
	2, 補植用余剰苗は早期に除去、処分する
	3, 水稻の出穂3週間前と、水稻の出穂期に草刈りを実施し、カメムシ類の密度低下を図る
	4, 水田内のヒ工等のイネ科雑草はカメムシ類の棲息場所となるので、早期に除去する
農薬の使用全般	1, 防除の実施日、農薬の名称、使用時期、使用量、希釈倍数、散布面積、散布方法等を記録する
	2, 当該病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、低毒性(人畜毒性・魚毒性)の薬剤、飛散しにくい剤型を選択する
	3, 同じ系統の農薬成分を繰り返し使用しない
	4, 薬剤抵抗性の病害虫が確認されている地域では、当該農薬を使用しない
	5, 十分な薬効が得られる範囲で額縁防除、スポット防除等を実施する
	6, 止水期間の定められている農薬は、止水期間を遵守する
その他	1, 環境にこだわり農産物を生産する
	2, 「環境にこだわり農業の実施に関する協定」を締結する

表 調査票(IPM指標)回収結果

管理項目	管理ポイント	2集落合計(%)		
		昨年	今年	次年
水田及び周辺管理	前年秋期の耕起(不耕起栽培除く)	92.0	88.0	80.0
	前年秋期の畦畔等の除草	52.0	56.0	44.0
	前年秋期の土壌診断による施肥	12.0	20.0	16.0
	漏水防止	92.0	92.0	80.0
育苗移植全般 雑草対策	常発地での対いもち病抵抗性品種の栽培	12.0	20.0	12.0
	種子更新	80.0	80.0	76.0
	温湯消毒または微生物農薬の使用	28.0	32.0	28.0
	病害発生苗の処分	60.0	60.0	56.0
	田植時の落水禁止	44.0	52.0	44.0
	ほ場均平化により、除草剤適期施用	88.0	88.0	84.0
病害虫対策	発生予察情報等による防除	72.0	72.0	72.0
	補植用余剰苗の早期処分	84.0	88.0	80.0
	出穂前、出穂期の2回草刈り実施	88.0	96.0	84.0
	水田内イネ科雑草の早期に除去	76.0	80.0	72.0
農薬の使用全般	防除履歴の記録	68.0	68.0	64.0
	低毒性薬剤、飛散しにくい剤型の選択	40.0	44.0	48.0
	同系統農薬成分の連用中止	28.0	24.0	32.0
	薬剤抵抗性を考慮した農薬の使用	16.0	16.0	20.0
	額縁防除、スポット防除の実施	12.0	16.0	24.0
	農薬の止水期間の遵守	40.0	44.0	40.0
その他	環境こだわり農産物の生産	20.0	24.0	28.0
	協定締結	12.0	16.0	20.0
全体		50.7	53.5	50.2

注:実施率は、(チェック数÷有効回答数)×100で算出した。

注:管理ポイントの項目は内容を一部要約した。

調査の結果より

本指標をチェックシートとして活用ことで、農業者が自身の取組状況を把握できる。

実施率の低い項目については、指導の必要性を関係機関が認識できる。

次年度の見込みの項目については、記帳時期等活用法を再検討する必要がある。

環境こだわり農業生産(県独自の化学農薬と化学肥料の使用を低減した農業への認証制度)の実施率が上昇傾向にある(IPM指標のチェック項目と重複する項目が多い)。

これらのことから、意識啓発の手段として、このIPM指標は有効であると考えられる。